

1-4.一連の制度利用の流れ

こども誰でも通園制度のご利用にあたって、一連の流れを紹介します。

	概要
認定	<ul style="list-style-type: none">• 利用者が利用申請後、市区町村が利用者を認定し利用者のアカウントを発行• 利用者が、利用者のアカウント情報やこどもの情報を登録
面談	<ul style="list-style-type: none">• 事業者が面談可能日を登録。利用者が事業所を探し初回面談を予約。事業者と利用者とは本システム外で日程を調整し初回面談を実施• 受入をお断りする際は、事業所が市区町村に申請し、市区町村が承認/否認する
予約	<ul style="list-style-type: none">• 利用者が予約をする。なお、事業者・市区町村による代理予約も可能• 利用者・市区町村は予約のキャンセル、事業者は予約枠変更・予約のキャンセルが可能
利用	<ul style="list-style-type: none">• 利用者が登園・降園の際、2次元コードを使って利用登録。事業者が当日メモや行動記録を登録• 利用者が事業者に利用料を支払い、事業者は利用料を受領
情報更新	<ul style="list-style-type: none">• 市区町村が利用者情報を更新する• 利用者が変更申請・消滅申請後、市区町村が申請内容の対応